

社 第 1 1 0 9 号

平成30年10月1日

各居宅介護支援事業所 管理者 様

魚津市役所社会福祉課

(公 印 省 略)

厚生労働大臣が定める回数以上の訪問介護（生活援助）を位置付けるケアプランの取扱いについて

日頃より本市の介護保険行政の推進にご協力をいただき感謝申し上げます。

さて、平成30年5月2日付けで、「厚生労働大臣が定める回数及び訪問介護」（平成30年厚生労働省告示第218号）が公布されたことに伴い、厚生労働大臣が定める回数以上の訪問介護（生活援助）をケアプランに位置付ける場合は、そのケアプランを市町村へ提出することとなりました。

つきましては、本市では、別紙のとおり取扱いますので、遺漏のないようご留意願います。

(事務担当) 魚津市役所社会福祉課介護保険係 宮本

TEL 0765-23-1148

FAX 0765-23-1073

(別紙)

厚生労働大臣が定める回数以上の訪問介護（生活援助）を位置付けるケアプランの提出について

1. 届出が必要なケアプランについて（①と②の両方の条件を満たすケアプランが対象）

① 下記の回数以上の訪問介護（生活援助のみ）をケアプランに位置付けていること。

要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
27回	34回	43回	38回	31回

※「身体介助1」や「身体2生活2」等はカウントしません

② ケアプランの有効期間開始日が、平成30年10月1日以降であること。

2 提出書類について

- (1) 課題分析（アセスメントシート）
- (2) サービス担当者会議の要点
- (3) 居宅介護サービス計画書（第1、2、3表）
- (4) 厚生労働大臣が定める回数以上の訪問介護（生活援助）を位置付けるケアプラン届出票

3 提出方法について

上記（1）～（4）の書類をまとめて、下記までご持参またはご郵送ください。

4 提出期限について

当該月において作成又は変更した居宅サービス計画（利用者等の同意を得て交付したもの）について、翌月の末日までにご提出をお願い致します。提出が間に合わない場合は、別途ご連絡ください。（例：居宅サービス計画を交付した日が10月10日の場合、提出期限は11月30日まで）

5 提出後の取り扱いについて

提出後は、本課にて検証を行い、内容の見直しが必要か不要かを通知します。また、必要に応じて電話等での聞き取りやヒヤリング、地域ケア会議の開催等を行います。